

## 個人通報制度に関する対応について

平成23年8月30日

- 1 法務省と外務省は、個人通報制度の受入れを検討するに当たり、引き続き対等な立場で必要な作業を進める。内閣官房、その他の関係省庁との調整も同様とする。
- 2 個人通報制度を受け入れた後の役割分担について、以下のとおりとする。
  - (1) 国連の委員会等との連絡は外務省が行う。
  - (2) 個人通報について、国連の委員会等から照会があったときは、外務省において各省庁の所掌事務に応じて割り振りを行い、法務省はその所掌事務に係る通報事案に関する説明書等を作成する。
- 3 法務省及び外務省以外の関係省庁に対しては、それぞれの所掌に応じて上記と同様の対応をとるよう、法務省としても働きかけを行う。

法務大臣政務官

外務大臣政務官

黒岩宇洋

山本 卯天

## 個人通報制度に関する対応について

平成23年8月30日

- 1 外務省と法務省は、個人通報制度の受入れを検討するに当たり、引き続き対等な立場で必要な作業を進める。内閣官房、その他の関係省庁との調整も同様とする。
- 2 個人通報制度を受け入れた後の役割分担について、以下のとおりとする。
  - (1) 国連の委員会等との連絡は外務省が行う。
  - (2) 個人通報について、国連の委員会等から照会があったときは、外務省において各省庁の所掌事務に応じて割り振りを行い、法務省はその所掌事務に係る通報事案に関する説明書等を作成する。
- 3 外務省及び法務省以外の関係省庁に対しては、それぞれの所掌に応じて上記と同様の対応をとるよう、外務省としても働きかけを行う。

外務大臣政務官

法務大臣政務官

山本 卯人  
黒岩 宇洋